

新型コロナ関連の認定申請に係る売上高等比較対象月について

セーフティネット保証4号・5号（時限的運用緩和）は、災害・事象等（新型コロナウイルス感染症）が起因となり売上高等が減少した場合における認定であることから、**新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた月（令和2年2月以降）の売上高等は比較対象に入らず**、同感染症の影響を受ける前と後の売上高等を比較する必要があります。

ただし、同感染症の影響が長期化していることから、影響を受けた時期は事業者によって異なるため、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、従来通り前年同期と比較することとします。

■比較対象月の例①

令和4年11月に認定申請を行い、「最近1か月」が令和4年10月、今回初めて新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R4										最近月	見込	見込
R3										比較対象月	比較対象月	比較対象月

■比較対象月の例②

令和4年12月に認定申請を行い、「最近1か月」が令和4年11月、新型コロナウイルス感染症の影響を初めて受けたのが令和2年9月の場合

★…新型コロナウイルス感染症の影響を受けた最初の月

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R5	見込											
R4	→										最近月	見込
R3	→											
R2	比較対象月								★	→		
R1											比較対象月	比較対象月

■比較対象月の例③

令和5年2月に認定申請を行い、「最近1か月」が令和5年1月、新型コロナウイルス感染症の影響を初めて受けたのが令和3年1月の場合

★…新型コロナウイルス感染症の影響を受けた最初の月

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R5	最近月	見込	見込									
R4	→											
R3	★	→										
R2	比較対象月	比較対象月	比較対象月									

【注意事項】

- ・市に2回目以降の申請をされる場合、前回申請時の「最近1か月」とした月は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたものと取り扱います。
前回申請時の比較月が不明な場合は、事前にお問い合わせください。